

CVC (Central Venous Catheterization)世話人会

第1章 名称および事務局

- 第1条 本会は、CVC 世話人会と称する。
- 第2条 本会の事務局は、日本医学シミュレーション学会（JAMS）事務局内とし、各種連絡の窓口は、代表世話人とする。

第2章 目的および事業

- 第3条 本会は、JAMS の1分科会として、JAMS の活動に協力し、中心静脈穿刺の安全教育の普及を目的とする。
- 第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1) JAMS の学術研究会への協力
 - 2) 中心静脈穿刺の安全教育セミナーの実施
 - 3) 超音波ガイド下中心静脈穿刺の指導者養成コースの実施
 - 4) JAMS 機関紙等の刊行への協力
 - 5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 世話人

- 第5条 世話人は、世話人会が認めた者とする。

第4章 世話人役員とその任務

- 第6条 本会には次の役員を置く。
- | | |
|----------|-----|
| 代表世話人 | 1名 |
| 総務責任者 | 1名 |
| JAMS 評議員 | 若干名 |
- 第7条 代表世話人は世話人会において選出され、代表世話人は本会を代表し、会務を総括し、世話人会において議長となる。
- 第8条 総務責任者は世話人会において選出され、JAMS 評議会にて承認を受ける。総務責任者は本会の会計および日常の会務を担当する。また代表世話人が不在または事故のあるとき、この会務を代行する。
- 第9条 代表責任者の任期、総務責任者の任期は3年とし、再選をさまたげない。

第5章 会議

- 第10条 世話人会は代表世話人または世話人の半数以上が開催を必要と認めたときにこれを開くことができる。
- 第11条 世話人会は世話人により組織され、重要会務を審議し、代表世話人の

諮問に応じ、人事、事業ならびに会計報告、事業計画、その他の必要事項の審議・決定を行う。またその他必要と認める事項について審議を行う。

第12条 世話人会は世話人の3分の2以上（文書による方法を含めて）の出席をもって成立とする。

第6章 会計および会計報告

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終る。

第14条 本会の予算はJAMSに申請し、JAMSより割り当てられた予算にてまかなう。各年度の終了3ヶ月以内にその年度の財産目録と収支をJAMSに報告し、JAMS監事の監査を経てJAMS評議会の承認を得なければならない。

第15条 学術研究会・教育セミナーにて若干の参加費を集めることができる。

第7章 会計変更

第16条 本会会則（附則を含む）を変更するには世話人会にて審議し、文書による方法を含めて出席した世話人の3分の2以上の承認を要する。

附則

第1条 本会の会則施行に必要な細則は世話人会の儀を経て別に定める。

第2条 各種会議の議決は一般に文書を含めた出席者の過半数の賛成を持って決定を行う。賛否同数の場合は、議長の決を持って決定する。

細則

第1条 CVC世話人会は、JAMSの会員であって、以下のいずれかの条件を満たす必要がある。認定には世話人会の承認が必要である。

- 1) CVC世話人会によるJAMS CVCプロバイダー認定を受けた者。
- 2) CVCの活動を支援し、貢献した者。

第2条 CVC世話人は、以下のいずれかの条件を満たす場合、退会することになる。

- 1) JAMS CVCプロバイダーでなくなったとき。
- 2) 本人から退会の申し出があったとき。

第3条 JAMS CVCプロバイダー認定規約は、別に定める。

第4条 CVC教育セミナー実施規約は、別に定める。

JAMS CVC プロバイダー認定規約

JAMS CVC プロバイダーになろうとする者は、下記の規定1または2を満たし、CVC 世話人からの推薦を受け、CVC 世話人会にて承認を得る必要がある。ただし、規定2に関しては平成22年度までの申請に限定する。JAMS CVC プロバイダーはJAMS 公認 CVC インストラクターズ・ガイドを使用できる。

規定1)

- 1) JAMS の会員である。
- 2) CVC 世話人会が実施する CVC 指導者養成コースの受講修了。もしくは CVC 実践セミナーを受講後に CVC 指導者養成コースのアシスタントを1回以上行っていること。

規定2)

- 1) JAMS の会員である。
- 2) CVC 世話人会立ち上げ以前のセミナーから CVC 普及に貢献している。
- 3) CVC 世話人会が企画・実施する CVC 教育セミナーの方針に賛同している。
(CVC 指導者養成コースのアシスタントを経験していることが望ましい。)
- 4) 発起人の推薦者で世話人会での承認を受ける。

注) 発起人とは JAMS 公認 CVC インストラクターズ・ガイド製作者であり、教育セミナー実施責任者である徳嶺讓芳氏とする。

JAMS CVC プロバイダーの継続

規定)

JAMS CVC プロバイダーは3年ごとに継続するための審査を受ける必要がある。資格を取得した年を1年目とし、3年目の年度終了時に更新の手続きを行う。更新するには3年間に1回以上、CVC 指導者養成コースもしくは CVC 実践セミナーの開催者、アシスタント、受講者のいずれかを経験していることを条件とする。規定の書類提出ならびに世話人会の承認が必要である。やむを得ず働けない期間があり世話人会が承認した場合、その期間は覗いて3年間とする。

CVC 教育セミナー実施規約

CVC 教育セミナーは、以下の二種類に大別される。

- 1) CVC 世話人会が企画・実施する CVC 指導者養成コースならびに CVC 実践セミナー
 - 2) 各自の所属施設における CVC 講習会の開催
 - A) 講義及びハンズオン・トレーニングによる講習会
 - B) 講義のみで実技を伴わない講習会（看護師対象など）
-
- 1) CVC 世話人会が企画・実施する CVC 指導者養成コースならびに CVC 実践セミナーは、次項を要件とする。
 - A) CVC 世話人会の目的および事業（第2章第4条）に即した内容であること。
 - B) CVC 世話人会が企画・主催し、教育に当たっては JAMS CVC プロバイダーが実施すること。また、終了後は JAMS に実績報告を行う。
 - C) 非営利目的を原則とするが、協力を希望する企業の共催は拒まない。また、受講者から若干の参加費を集めることができる（第6章第15条）。
 - 2) 各自の所属施設における CVC 講習会は、次項を要件とする。
 - A) 医師対象の場合は、シミュレータを用いたハンズオン・セミナーを原則とする。
 - B) ハンズオン・セミナーを行なう場合は、CVC インストラクターズ・ガイドを標準手技とし、安全・確実な穿刺手技の普及に努める。
 - C) 開催に際しては、CVC 世話人会に前もって通達する。また、受講者の穿刺成功率やその後の臨床でのモニタリングなど、本活動に重要と思われるデータの調査にできるだけ協力する。

CVC 教育機材

規定)

- 1) プロバイダーは、CVC 世話人会から受けた教育機材（テキストおよびインストラクターズ・ガイド）を、CVC 世話人会が実施する CVC 実践セミナーおよびプロバイダーの所属施設における CVC 講習会以外の目的で使用することはできない（その他の目的での使用においては、著作権を有する製作者の同意を必要とする）。
- 2) CVC 教育機材の改定は、CVC 世話人会によって任意に行われる。最新の CVC 教育機材は、プロバイダー更新等により最新のプロバイダー認定を受けているものみに配布される。
- 3) プロバイダーが認定を取り消された場合は、CVC 教育機材は CVC 世話会に返却するものとする。